

# 申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分  
単体法人用

項 目	確 認 内 容		留 意 事 項
	No.		
特定資産の買換えの特例 別表十三(五)	60	適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の7第1項各号の要件を満たしていますか。	税制改正により、対象となる譲渡資産等の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする譲渡資産等が法令に適合しているか確認する必要があります。
	61	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	62	買換資産が措法第65条の7第1項第7号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。	面積要件を満たさない場合には、特定資産の買換えの特例の適用を受けることはできません。 なお、特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるものであるかの判定は、買換資産である土地等を取得した時において、現に特定施設の敷地等の用に供されているか、又は供されることが確実であると認められるかによって行うこととなります。
	63	買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち4欄の5倍（平成29年4月1日以前に行った譲渡に係る資産が旧措法第65条の7第1項第2号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍）を超える部分の面積を記載していますか。 また、その明細を別紙に記載して添付していますか。	取得した土地等のうち、譲渡資産である土地等の面積の5倍（平成29年4月1日以前に行った譲渡に係る資産が特定の農地である場合は10倍）を超える部分については、買換資産とすることはできません。
	64	27欄の金額を算出する際に乗じた割合を0.8としていますか（平成27年8月10日以後に行った地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」以外の地域から「集中地域」等への買換えについては、買換資産が東京23区内にある場合の割合は0.7、それ以外の場合の割合は0.75となります。また、震災特例法第19条から第21条までの適用を受ける場合の割合は1.0となります。）。	圧縮限度額の計算は、圧縮基礎取得価額に差益割合及び一定の縮減率を乗じて計算することとされ、圧縮基礎取得価額は、買換資産の取得価額と譲渡に係る対価のうち買換資産の取得に充てられた額とのいずれか少ない金額とされています。 また、同一事業年度において、買換資産が2以上ある場合の譲渡対価の額は、これらの資産のうち一の買換資産の取得価額に達するまでその取得に充てられたものとし、次に、その残額について、他の買換資産の取得価額に達するまで順次充てられたものとして計算することとなります。
寄附金の損金算入額 別表十四(二)	65	10欄の金額は、別表五(一)の36④欄の金額（マイナスの場合は0）を記載していますか。	寄附金の損金算入限度額の計算の基礎とされる期末の資本金等の額は、税務上の金額によることとなります。
交際費等の損金算入額 別表十五	66	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。	接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等については、接待飲食費の額に含まれることとなるため、その金額の50%相当額が損金の額に算入されません。 なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合（一定の場合を除きます。）には、次のいずれかの金額が損金の額に算入されません。 ① 接待飲食費の額の50%相当額 ② 定額控除限度額を超える部分の金額
	67	当事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。	左記に該当するにもかかわらず、中小法人等に係る定額控除制度を適用している場合には、交際費等の損金算入限度額が過大となることがあります。